



令和 8 年度 久留米市学童保育所入所のご案内

申込期間

◆令和8年1月5日（月）～1月23日（金）（日曜・祝日を除く）

【月～金曜日】午後1時～午後6時 【土曜日】午前10時～午後6時

提出場所

各校区学童保育所（住所は裏表紙に掲載）

久留米市では、保護者が仕事や病気などのため、学校が終わったあとや夏休みなどに家庭での養育ができない児童を対象として、学童保育を行っています。

学童保育所では、異なる年齢の児童が集団での楽しい遊びや、グループ活動を通じて、豊かな心を育てるとともに、正しい生活習慣を身につけることができるよう、活動しています。

一般社団法人
学童保育くるめ

1 対象児童

久留米市にお住まいで、保護者が労働等の次のいずれかに該当するため昼間家庭で養育することができない小学生（1年生～6年生）。

ただし、4年生～6年生は、1年生～3年生及び障害のある児童の入所決定後、受け入れ可能な場合のみ。

入所事由	条件等（4月1日時点の状況）
就労	月～土曜日で3日以上 かつ 午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上就労している
疾病・障害	疾病・障害があつて医師の診断や障害者手帳などの証明がある
産前産後	出産予定日の産前8週または産後8週である
介護・看護	月～土曜日で3日以上 かつ 午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上介護・看護している
修学中	月～土曜日で3日以上 かつ 午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上修学している
災害復旧	風水害などの災害に罹災していて罹災証明などで状況が確認できる

2 入所開始日

令和8年4月1日（水）

3 開所時間

通常	土曜日・長期休業期間*
学校終了後から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

- 希望者には、平日（月～金）の午後7時まで延長保育を実施
- 希望者には、長期休業期間*（月～金）の午前8時から早朝見守りを実施

* 長期休業期間：夏休み、冬休み、春休み

（注意） 冬の早い日暮れや悪天候（豪雨、台風）の際、安全のため、お迎えをお願いしたり、早めの帰宅を促したりする場合があります。

4 閉所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が定める日
※悪天候で、児童の安全を確保するため、臨時閉所する場合があります。

5 利用料

利用区分	月額利用料金 (おやつ代含む)
月曜日 ～ 金曜日	5,000円
月曜日 ～ 金曜日 + 延長保育	6,500円
月曜日 ～ 土曜日	6,500円
月曜日 ～ 土曜日 + 延長保育(月～金)	8,000円

早朝見守り(長期休業期間)※4月に一括納入	年間1,500円
-----------------------	----------

《注意事項》

- 月の途中で入退所の場合も、1か月分の利用料がかかります。
- 利用変更や退所するときは、変更希望月の前月末までに手続きが必要です。
- 延長保育を申し込んでいなくても、午後6時を過ぎると延長保育利用料金（1,500円）がかかります。
- 延長保育、土曜利用を申し込むと、実際に利用しなくても料金がかかります。

《支払い方法》

- 口座振替、または納付書払い。

※4月分の利用料は納付書で支払い。手数料は、お客様負担。

※口座振替希望者は、4月分の納付書送付時に手続きの案内を同封します。

福岡銀行・筑邦銀行・農協(久留米市農協に限る)・ゆうちょ銀行のいずれかの金融機関で手続きを行う必要があります。

振替日は毎月25日(祝日の場合はその翌営業日)。原則、再振替は行われません。

●利用料の減額について

※減額を受けるには、必ず毎年度申請が必要です。

【生活保護受給世帯】

利用区分	減額後の月額利用料金 (おやつ代含む)
月曜日 ～ 金曜日	1,800円
月曜日 ～ 金曜日 + 延長保育	1,800円
月曜日 ～ 土曜日	2,250円
月曜日 ～ 土曜日 + 延長保育(月～金)	2,250円

生活保護受給世帯の方は、申請書類をお送りしますので、学童保育くるめにお電話ください。

【就学援助認定世帯】

利用区分	減額後の月額利用料金 (おやつ代含む)
月曜日 ～ 金曜日	4,000円
月曜日 ～ 金曜日 + 延長保育	5,500円
月曜日 ～ 土曜日	5,200円
月曜日 ～ 土曜日 + 延長保育(月～金)	6,700円

就学援助世帯は、毎年度、久留米市教育委員会の学校保健課(TEL0942-30-9273)から認定を受けてください。久留米市教育委員会からの認定通知が届きましたら学童保育くるめ事務局に申請してください。利用料減額の手続は 5 月中旬にご案内いたします。

なお、4・5 月は、一旦減額前の利用料を納付していただき、差額につきまして、就学援助の利用料減額手続き後、翌月以降の利用料で調整いたします。

6 傷病・賠償 保険

学童保育中に不慮の事故等でお子さんがけがをされた場合に備え、学童保育くるめでは、一括して傷害保険・賠償保険に加入しています。この保険の範囲内で補償を行います。対象や補償額等について、詳しく知りたい方は、学童保育くるめにお問い合わせください。

7 入所にあたってお願いする事項

学童保育所を円滑に運営するため、次のことをお願いします。

- (1) **利用料の納付**：月額利用料は定められた期日までに納付してください。2ヶ月滞納すると退所となります。
- (2) **届け出の変更**：連絡先等に変更があった場合、速やかに学童保育所に申し出てください。
- (3) **学校への連絡**：学校の担任の先生に、学童保育所に通っていることを伝えてください。
- (4) **集団生活のルール**：集団生活を行うため、学童保育所のルールを守ってください。
- (5) **昼食の準備**：学童保育所では昼食を提供していません。土曜日や長期休業中など、学校給食がない日は、お弁当をご準備ください。
- (6) **アレルギーの報告**：おやつを提供しますので、アレルギー等がある場合は事前に学童保育所にお知らせください。
- (7) **体調の連絡**：児童の体調に心配がある場合は、必ず学童保育所にお知らせください。
- (8) **欠席時の連絡**：学校を休む、早退するなど、学童保育所を利用しない場合は、連絡帳または電話で学童保育所へお知らせください。
- (9) **お迎えする方の指定**：児童の安全のため、お迎えは保護者または事前に連絡した代理の方でお願いします。
- (10) **その他**：その他の不明点は学童保育所にお尋ねください。

8 入所申込み方法

提出期間

- 令和8年1月5日（月）～1月23日（金）（ただし日曜・祝日を除く）

提出場所

- 各校区学童保育所（7ページ参照）
- 受付時間：【月～金】午後1時～午後6時 【土曜】午前10時～午後6時

※入所を希望される学童保育所へ受付時間内に提出書類を持参してください。

なお、就労証明などの必要書類を確認するため郵送での受付は行いません。

提出書類

①久留米市学童保育所入所申込書

- 同一世帯から2人以上入所する場合は、児童1人につき1枚ずつ提出してください。
- ボールペン等で記入してください（鉛筆など消えるものは不可）。
- 土曜日の利用、延長保育、早朝見守りを希望する場合は、申込欄に☑を記入してください。☑がない場合は、利用できません。
- 支援の参考とするため、児童の状況について、児童の性格や疾病、障害等、集団生活で配慮が必要な事項があれば記入してください。（障害者手帳、療育手帳などをお持ちの場合は、コピーを添付してください。また、特別な配慮が必要な障害等については、診断書等のコピーを添付してください。また、特別な配慮が必要な障害等については、診断書等のコピーを添付してください。）
- 連絡先は、第1・第2ともに記入してください。（日中連絡のつく電話番号）
- 「申込理由」欄の該当する理由に☑を記入してください。
- 「世帯の状況」欄は、氏名、続柄、勤務先・学校名、電話番号を記入してください。
- 「年間支援計画」に基づいて支援を行っていますので、1年間（産前産後を除く）の利用をお願いします。ただし、家庭で養育が受けられる状態になった場合など対象児童としての要件を満たさなくなった場合は、退所届を提出してください。

②入所が必要なことを証明する書類（申込理由によって提出書類が異なります）

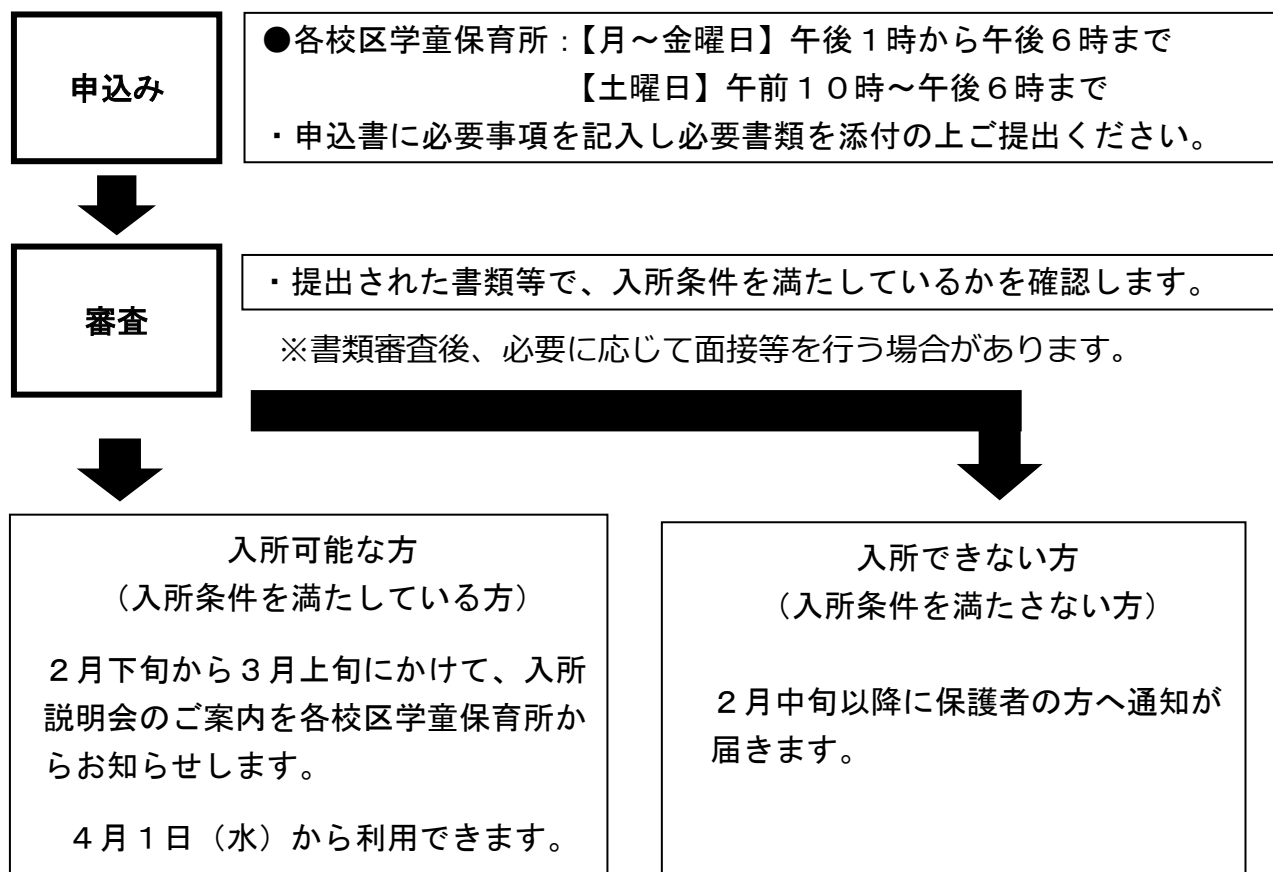
- 保護者（母・父など）それぞれ1枚ずつ提出が必要です。
- 同じ学童保育所に、兄弟姉妹で入所を希望する場合は、世帯で1部提出してください。（兄弟姉妹それぞれに添付する必要はありません）
- 不明な点がある場合、詳細をお尋ねし、必要に応じて別途書類の提出をお願いすることがあります。

申込理由	提出書類	注意事項
会社等に勤務	就労証明書（指定様式）	会社等の証明が必要です
自営業に従事	就労申告書（指定様式）	自筆で記入してください
農業に従事	就労申告書（指定様式）	自筆で記入してください
疾病・障害	申立書（指定様式）・診断書 または障害者手帳のコピー	診断書は受付日前 6 か月以内に発行されたもの
産前産後	申立書（指定様式）・親子健康手帳 のコピー	表紙と「妊婦自身の記録」ページ （出産予定日のわかるもの）
介護・看護	申立書（指定様式）・診断書 または障害者手帳のコピー	診断書は受付日前 6 か月以内に発行されたもの
災害復旧	申立書（指定様式）・罹災証明書	罹災証明書は受付日前 6 か月以内に発行されたもの（他に提出したコピー可）
学校・職業訓練校等で修学	学生証、在校証明書等のコピー	在校証明書等は受付日前 6 か月以内に発行されたもので在籍期間の分かるもの

提出された証明で、令和 8 年 4 月 1 日時点の就労状況等が確認できない場合は、4 月 1 日以降に再度証明書を提出していただくこととなります。

※提出期限：令和 8 年 4 月 2 4 日（金）まで

手続きの流れ



9 よくある質問 Q&A

Q 育休中に学童保育所を利用できますか？

→ご利用できません。産前産後期間であれば、ご利用できます。

Q 入所申し込みは郵送でもいいですか？

→就労証明などの必要書類の有無を確認してからの受付となるため、郵送での受付は行っていません。各校区学童保育所へ持参してください。

Q 就労証明書が間に合わないのですが、受付できますか？

→就労状況などの確認書類の添付が無い場合は、受付ができません。

お勤め先によっては、証明発行までに時間を要する場合がございます。そのため、手続き案内を12月に行い準備期間を設けていますので、早めにお勤め先に証明依頼を行ってください。

また、4月から就労が決まっている方で、1月時点で就労予定の会社から『就労する予定である旨の証明』が得られない場合は、お勤め予定の会社からの内定通知書などでの申請も可能です。ただし、4月24日（金）までに、正式な就労証明の提出が必要となります。

Q 申告書や申立書はどこでもらえますか？

→指定様式の就労申告書及び申立書は、各校区学童保育所にあります。また、久留米市の公式ホームページよりダウンロードできます。

Q 就学援助世帯の減免手続きはいつからですか？

→5月中旬に各校区学童保育所や学童保育くるめからメール等でご案内します。それ以降に手続きをお願いします。

Q 利用料の支払いは4月から口座振替できますか？

→4月分の利用料については、新規入所の皆さまには、納付書でのお支払いをお願いしています。口座振替の手続き書類は、4月分の納付書をお送りする際に同封しますので、金融機関でのお手続きをお願いします。

Q 年度途中で利用内容の変更等はできますか？

→出来ます。各校区学童保育所に変更届等の書類を準備していますので、変更内容を記入してご提出してください。

なお、必ず変更したい月の前月末までに学童保育所で手続きをお願いします。

例) 延長保育を5月からやめたい場合、4月末までに変更届を提出してください。

5月に入ってから手続きされた場合、6月からの変更となりますので、5月分の延長保育利用料の納入が必要となります。

久留米市学童保育所等一覧

校区	学童保育所名	〒	所在地	設置場所	連絡先
南	南校区学童保育所	830-0051	南二丁目16番1号	南小学校内	22-4860
荘島	荘島校区学童保育所	830-0042	荘島町19番地4	荘島小学校内	39-3323
京町	京町校区学童保育所	830-0028	京町256番地	京町小学校舎内	35-6706
津福	津福校区学童保育所	830-0061	津福今町472番地31	津福小学校内	36-0411
山本	山本校区学童保育所	839-0826	山本町耳納90番地	山本小学校内	45-5470
東国分	東国分校区学童保育所	839-0863	国分町444番地1	東国分小学校内	21-0262
長門石	長門石校区学童保育所	830-0027	長門石三丁目9番12号	長門石小学校内	35-0288
西国分	西国分校区学童保育所	830-0037	諏訪野町1977番地	西国分小学校内	39-6358
荒木	荒木校区学童保育所	830-0063	荒木町荒木1500番地	荒木小学校内	26-3020
上津	上津校区学童保育所	830-0052	上津町1923番地3-1	上津小学校内	21-0339
宮ノ陣	宮ノ陣校区学童保育所	839-0803	宮ノ陣町大社393番地1	宮ノ陣小学校内	32-0306
山川	山川校区学童保育所	839-0814	山川追分二丁目10番2号	山川小学校舎内	44-4513
高良内	高良内校区学童保育所	839-0852	高良内町522番地1	高良内小学校内	44-3202
鳥飼	鳥飼校区学童保育所	830-0048	梅満町977番地	鳥飼小学校内	33-6127
安武	安武校区学童保育所	830-0071	安武町武島776番地1	安武小学校内	26-2600
御井	御井校区学童保育所	839-0851	御井町599番地2	御井小学校内	43-9773
大善寺	大善寺校区学童保育所	830-0074	大善寺町夜明1116番地14	大善寺小学校南側	27-1168
合川	合川校区学童保育所	839-0861	合川町503番地1	合川小学校西側	43-7293
小森野	小森野校区学童保育所	830-0001	小森野五丁目21番46号	小森野小学校内	37-0304
金丸	金丸校区学童保育所	830-0046	原古賀町28番地2	金丸小学校舎内	32-3737
善導寺	善導寺校区学童保育所	839-0823	善導寺町与田450番地	善導寺小学校内	47-5440
草野	草野校区学童保育所	839-0835	草野町草野520番地2	草野小学校内	47-4741
南薫	南薫校区学童保育所	830-0006	南薫西町1951番地1	南薫小学校舎内	30-7368
篠山	篠山校区学童保育所	830-0021	篠山町243番地	篠山小学校内	38-3832
日吉	日吉校区学童保育所	830-0017	日吉町91番地	日吉小学校舎内	30-7290
大橋	大橋校区学童保育所	839-0832	大橋町合衆1081番地	大橋小学校内	47-4545
田主丸	田主丸校区学童保育所	839-1233	田主丸町田主丸318番地	田主丸小学校内	0943-72-1668
竹野	竹野校区学童保育所	839-1216	田主丸町中尾1877番地10	竹野小学校内	0943-73-1360
水縄	水縄校区学童保育所	839-1212	田主丸町石垣889番地	水縄小学校舎内	0943-72-1329
船越	船越校区学童保育所	839-1205	田主丸町船越179番地10	船越小学校内	0943-73-1173
川会	川会校区学童保育所	839-1223	田主丸町以真恵274番地1	川会小学校内	0943-73-2624
水分	水分校区学童保育所	839-1232	田主丸町常盤1207番地3	水分小学校内	0943-72-4546
柴刈	柴刈校区学童保育所	839-1226	田主丸町八幡857番地4	柴刈小学校内	0943-72-2544
北野	北野校区学童保育所	830-1113	北野町中520番地2	北野小学校内	78-5456
大城	大城校区学童保育所	830-1104	北野町大城188番地1	大城小学校内	78-3125
弓削	弓削校区学童保育所	830-1114	北野町高良1804番地	弓削小学校内	78-7723
金島	金島校区学童保育所	830-1102	北野町八重亀135番地1	金島小学校内	78-5515
城島	城島校区学童保育所	830-0207	城島町城島320番地	城島小学校内	62-1415
青木	青木校区学童保育所	830-0224	城島町上青木825番地	青木小学校内	62-2353
江上	江上校区学童保育所	830-0213	城島町江上331番地	江上小学校内	62-2988
三潞	三潞校区学童保育所	830-0103	三潞町高三潞492番地1	三潞小学校内	64-5599
西牟田	西牟田校区学童保育所	830-0111	三潞町西牟田4410番地	西牟田小学校内	64-5677
犬塚	犬塚校区学童保育所	830-0112	三潞町玉満1859番地	犬塚小学校内	65-1717

※令和8年4月から大橋校区学童保育所は善導寺校区学童保育所に統合されます

【一般社団法人学童保育くるめ事務局】

〒830-0013 久留米市櫛原町80番地1 石橋記念くるめっ子館内

電話：0942-38-2045 FAX：0942-38-0014